

「水災害分野における気候変動適応策のあり方」 に関する意見募集について

平成 27 年 6 月 3 日
国土交通省水管理・国土保全局
河川計画課

社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会は、平成 25 年 12 月に、国土交通大臣から社会資本整備審議会議長に対し、「水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について」が諮問されたことを受け、10 回の審議を行った上で、平成 27 年 2 月に「中間とりまとめ」を公表しました。

今後は、「中間とりまとめ」をもとに、「答申」とりまとめに向けた審議を行うこととしており、これに関連して、広く国民の皆様の御意見を以下の意見募集要領にて募集します。いただいたご意見については、内容を検討の上、「答申」とりまとめの参考にさせていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集対象

水災害分野における気候変動適応策のあり方について 中間とりまとめ

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kikouhendou/interim/pdf/s2.pdf

2. 募集期間

平成 27 年 6 月 3 日（水）～ 平成 27 年 7 月 2 日（木）（必着）

3. 意見の提出方法

御意見は、別添の意見提出様式に、次の①から⑦までを御記入の上、郵送・ファックス・電子メールのいずれかの方法で、下記「4. 提出先」まで提出してください。

- ① 氏名（法人又は団体としての意見提出の場合には、その名称、代表者氏名並びに担当部署及び担当者氏名）
- ② 住所（法人又は団体としての意見提出の場合には、①の担当部署の所在地）
- ③ 電話番号又は電子メールアドレス（法人又は団体としての意見提出の場合には、①の担当者のもの）
- ④ 職業（法人又は団体の場合は記入不要）
- ⑤ 年齢（法人又は団体の場合は記入不要）
- ⑥ 性別（法人又は団体の場合は記入不要）
- ⑦ 御意見（該当箇所のページ及び行を御意見ごとに示した上で、簡潔に記述してください。）

4. 提出先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 あて

① 郵送の場合：〒 100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(封筒の表面に、「水災害分野における気候変動適応策のあり方に関する意見」と朱書きしてください。)

② F A X の場合：03-5253-1602

(件名は「水災害分野における気候変動適応策のあり方に関する意見」としてください。)

③ 電子メールの場合：mizutekiou@mlit.go.jp

(件名は「水災害分野における気候変動適応策のあり方に関する意見」としてください。)

5. 注意事項

① 御意見は日本語で提出ください。

② 提出された御意見とともに、住所（都道府県まで）、職業、年齢及び性別を公表する場合があります。

③ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話での御意見は受け付けておりません。

④ 御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

⑤ 次の項目に該当する内容については無効といたします。

- ・ 2. に示す期限までに到着しなかったもの
- ・ 3. に示す意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの
- ・ 個人や特定の法人又は団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の法人又は団体の財産又はプライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の法人又は団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する内容
- ・ 公序良俗に反する行為又は犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とする内容

6. 閲覧又は資料の入手の方法

インターネットによる閲覧

○ 社会資本整備審議会 河川分科会 気候変動に適応した治水対策検討小委員会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kikouhendou/index.html

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

<問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室

企画専門官 中須賀 淳 (内線 35352)

計画調整係長 柴山 慶行 (内線 35374)

香川 雄治 (内線 35374)

代表 03(5253)8111、直通 03(5253)8445、FAX 03(5253)1602